

品川区立保育園
医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン

令和7（2025）年1月改正
品川区子ども未来部保育施設運営課

はじめに

品川区では、平成29年9月に「品川区立認可保育園等医療的ケア事業実施要領」を定め、区立保育園にて1名の医療的ケア児の受入れを開始しました。その後の受入れにおいて、ケースに応じた保育内容をその都度検討し、実績を積んできました。

そして、令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、品川区での医療的ケア児受入れの拡充について、園長、副園長、正規看護師、保育士をメンバーとするプロジェクトチームを立ち上げ、小児科医の助言を受けながら検討を進めました。

医療的ケア児を園で受け入れるということは、子どもが園内で安全に医療的ケアを受けながら集団保育の中で快適に過ごせるように、関係者が連携・協働することです。園長は、医療的ケア児の保育および医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成を行う。保育士は、看護師および保護者と連携して、日々の子どもの健康状態を把握しながら集団保育を行い、園生活の様子を保護者に伝える。看護師は、保育士および保護者と連携して子どもの健康状態を把握し、保育士と協力して安全に医療的ケアを実施し保護者に伝える。これらのどれが欠けてもうまくはいきません。医療的ケア児の保育は通常保育同様、それぞれの立場の全保育園職員の理解や連携によって成立するものであるということを常に確認し続けながら、品川区の医療的ケア児の円滑かつ安全な受入れ体制を整えました。

医療的ケア児においても他の児童と共に保育教育を受けて健やかな成長を図ること、また家族の離職を防止することに努め、就学後の受入れ体制と連携し、安心して子どもを産み育てられる環境を目指していきます。

第1章	ガイドラインの趣旨・目的	
1	ガイドラインの趣旨・目的	1
2	基本的事項	1
第2章	保育園等における医療的ケア	
1	入園までの流れ	2
2	医療的ケアの実施	5
3	安全体制	6
4	保育士による特定行為（たん吸引、経管栄養）の実施について	7
第3章	各職の役割	8

<資料>

- ・保護者向け事業案内リーフレット「医療的ケアが必要なお子様の保育園利用について」
- ・保護者向け保留通知「保育所等利用調整の結果について」
- ・保護者向け案内「ご入園までの流れ」（4月入園内定用・年度途中入園内定用）
- ・受入れ園向け案内「医療的ケア児受入れ園 入園までの流れ」
- ・受入れ園向け案内「医療的ケア児の受入れについて『よくある質問集』」
- ・針刺し事故への対応マニュアル
- ・品川区立認可保育園等医療的ケア事業実施要領
 - 様式 第1号様式 医療的ケア指示書
 - 第2号様式 医療的ケア確認書
 - 第3号様式 医療的ケア提供に係る同意書
 - 第4号様式 医療的ケア業務実施計画書
 - 第5号様式 医療的ケア実施状況報告書
 - 第7号様式 医療的ケア不要確認書

第1章 ガイドラインの趣旨・目的

1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という）を品川区立認可保育園および認定こども園（以下「保育園等」という）で受け入れるにあたり、基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れおよび安全かつ確実に医療的ケアが実施できる環境の整備を目的とするものである。

すべての子どもが等しくその育ちを保障されるべき主体であるという児童福祉法*1の理念を踏まえて、医療的ケア児の健やかな成長が安全に図られる環境を整える。

*1 児童福祉法

（参考）児童福祉法第56条の6第2条

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本的事項

（1）対応する医療的ケア

- ア たん吸引
- イ 経管栄養
- ウ 血糖値測定 および インスリン注射、またはインスリンポンプの与薬操作
- エ 導尿
- オ 在宅酸素療法
- カ ネブライザー および ネブライザーによる与薬
- キ 午睡中のみ使用する人工呼吸器
- ク 人工肛門（便の廃棄およびパウチ交換）
- ケ 胆汁ドレナージ（コック、スライダーの定位置への修正等）
- コ CVC（見守り）
- サ その他部長が認める行為

（2）受入れ体制

ア 受入れ園

- (ア) 区任用看護師が在籍する区立保育園0歳児園とする
ただし、上記2(1)ク、ケ、コを除く
- (イ) 区任用看護師が在籍しない園の在園児が医療的ケア児になった場合
 - ・園での医療的ケアの提供は行わない
 - ・園での医療的ケアについて、保護者が実施する
 - ・区は0歳児園への転園について保護者に説明し、これに了承した保護者は、「保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書」を区に提出する

- ・区は、特別支援保育審査会にて在園継続の可否等について審査する
- ・区は、転園について利用調整を行う

イ 医療的ケアの実施者

(ア) 派遣看護師

区は、受入れ園の区任用看護師とは別に医療的ケアを担当する派遣看護師を配置する。

医療的ケア担当の派遣看護師と区任用看護師は、協力して医療的ケアを実施する。

(イ) 認定特定行為業務従事者（たん吸引、経管栄養のみ）

担当保育士は、「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」を受講し従事者として登録をした上で、医療的ケアを実施する。

(ウ) 第1章2（1）ク、ケ、コについては、派遣看護師の加配を不要とする。

ウ 受入れ人数

区は、受入れ園の体制状況により、入所可能な人数を調整する。

エ 保育時間

基本の受入れ時間は、平日（月～金曜日）8時30分～17時15分の、看護師が在勤する時間内とする。

看護師の在勤時間外については以下とする。

(ア) 医療的ケアが必要な場合は、派遣看護師を追加配置する。

(イ) 医療的ケアが不要な場合は、保護者、主治医、受入れ園、保育施設運営課で相談して対応する。

(ウ) 休日、年末保育は、固定看護師の配置が困難なため、利用不可とする。

第2章 保育園等における医療的ケア

1 入園までの流れ

(1) 入園相談

ア 区は区民に、入園申請前に保育施設運営課保育・教育担当（特別支援）に相談するよう周知しておく。

(ア) 「保育園のご案内」、区ホームページへの掲載

(イ) 保健センター保健師、区内大学病院ソーシャルワーカーとの連携

(ウ) 「医療的ケアが必要なお子様の保育園利用について」の配布

イ 区は、入園を希望する医療的ケア児の保護者に対し、「医療的ケアが必要なお子様の保育園利用について」をもとに説明する。また、入園希望園を確認する。

(2) 申請

保護者は、「児童調査書」および主治医による「心身状況報告書」を添えて、入園申請締切日までに申請する。

(3) 特別支援保育審査会

対象児が入園選考対象となった場合には、特別支援保育審査会にて審査を行う。

【特別支援保育審査会】

- ・ 構成員 保育施設運営課長、専門委員（小児科医、心理士等）、特別支援保育審査会担当園長、保育施設運営課担当係長および職員
- ・ 審査方法 面接
- ・ 審査内容 集団保育の可否、特別支援児童認定の有無、集団保育の必要性（加点の有無）、職員配置の必要性（加配の有無）、保育に際しての配慮等

（４）入園選考

特別支援保育審査会の結果、集団保育が可能と判断された場合、通常の入園申請同様に「品川区保育所等利用調整事務取扱要綱」に基づき利用調整（入園選考）を行う。

（５）入園内定および保留

- ア 利用調整の結果、入園が内定した場合、区は、その結果とともに入園準備期間として入園内定の保留を依頼する通知「保育所等利用調整の結果について」および「ご入園までの流れ」を送付する。区より電話にて詳細を説明し「医療的ケア指示書」の提出を依頼する。
- イ 区は、受入れ園に「医療的ケア児受入れ園 入園までの流れ」「医療的ケア児の受入れについて『よくある質問集』」を送付し詳細を説明するとともに、具体的な相談に応じる。

（６）入園準備期間

- ア ４月入園内定の場合（表１）、年度途中入園内定の場合（表２）ともに、１か月を目安に入園内定を保留し、準備期間とする。保留期間は、準備の進捗により延長することがある。
- イ 医療的ケアが必要になった在園児が、０歳児園に転園して医療的ケアを開始する場合、準備期間は不要である。

(表1)

4月入園内定の場合		準備項目	
		園	区
2月	入園内定保留	新入園児面接（児童票作成） 指示書受理 園医に報告 保育方法の検討 担当職員研修 クラス会議	利用調整結果通知（内定保留）送付 保留期間について説明 医療的ケア指示書 依頼 かかりつけ医との連携 依頼 応援看護師体制 作成 工事、消耗品の発注
3月			
4月	親子登園 *2 ↓ 入園内定	連絡体制表 作成 各種記録様式 作成 職員研修 主治医面談（必要に応じて） 主治医等による看護師の 医療的ケア手技実習 手技マニュアル 作成 保護者との確認書締結 応援看護師実習	派遣看護師 配置 特定医療行為研修 申し込み 面談・実習に同行（必要に応じて） 確認書 作成 審査会 実施 利用調整結果通知（内定）送付
5月	入園	慣らし保育 保護者が希望する場合	

(表2)

年度途中入園の場合 例：9月入園内定		準備項目	
		園	区
8月	入園内定保留	新入園児面接	医療的ケア指示書 依頼
9月	親子登園 *2 ↓ 入園内定	4月入園内定と同様の準備項目を実施	
10月	入園	慣らし保育 保護者が希望する場合	

*2 親子登園…親子一緒に来園し、保育園で過ごすこと。

保護者が対象児についての理解を深め、対象児が環境に慣れることを目的とする。

(7) 保留解除・入園内定

ア 保留解除の準備

保留期間の最終月の利用調整会議前に、下記を行う。

- (7) 保護者と保育施設運営課、受入れ園の三者で入園前面談を行い、医療的ケアや保育について確認した上で、区と保護者は「医療的ケア確認書」を取り交わす。
- (イ) 指示書の内容に変更がある場合、保護者は新たな指示書を提出する。
- (ウ) 区は、特別支援保育審査会にて集団保育が可能なことを再確認する。

イ 保留解除の決定

区は、利用調整会議にて保留解除を決定し、保護者に入園内定通知を送付する。

(8) 入園

保護者が希望する場合、慣らし保育を行う。期間は保護者と受入れ園で相談する。

(9) 準備期間中に医療的ケアが不要になった場合

- ア 保護者は速やかに区に報告する。区は保護者と「医療的ケア不要確認書」を取り交わす。
- イ 区は、特別支援保育審査会にて、集団保育が可能であることや加配について再確認する。
- ウ 区は、利用調整会議にて保留解除を決定し、保護者に入園内定通知を送付する。

2 医療的ケアの実施

(1) 医療的ケア指示書の提出

- ア 保護者は、入園準備期間中に主治医による「医療的ケア指示書」を提出する。文書料は保護者が負担する。
- イ 区は内容を確認し、必要に応じて受入れ園で実施するにあたっての調整を行う。

(2) 環境整備

- ア 受入れ園と区は、医療的ケアの安全な実施と適切な保育に必要な環境を整備する。安全対策、感染症対策、プライバシーの保護等の観点から必要な物品の購入や工事を行う。
- イ 医療的ケアに必要な医療器材、消耗品は、保護者が用意する。ただし受入れ園に常備しているものについては、その限りではない。

(3) かかりつけ医*3との連携

- ア 保護者は、かかりつけ医との連携について主治医に相談し、かかりつけ医に依頼する。
- イ 1型糖尿病児の場合は、「針刺し事故への対応マニュアル」に沿って、事故発生時の協力（児の血液検査）についても、かかりつけ医に依頼する。

*3 かかりつけ医…予防接種や対象疾患以外の感染症等で日常的に利用している近医

(4) 職員研修

ア 園内研修

受入れ園は、医療的ケアおよび保育を安全で適切に実施するために、区任用看護師が中心となって園内研修を実施する。医療的ケア児の受入れ全般および対象児の状況や医療的ケアについて、対象児に関わる全職員で情報を共有し理解を深める。

イ 東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

実施する医療的ケアがたん吸引または経管栄養の場合、受入れ園の担当保育士は上記の

研修を受講する。

(5) 医療的ケア手技の実習

ア 看護師は、医療的ケアの実施にあたり、主治医、病院看護師、保護者等による実技指導を受ける。

イ 入園準備期間の親子登園を利用して、保護者立会いのもと実習する。

(6) 医療的ケア記録様式、手技マニュアルの整備

ア 受入れ園の区任用看護師は、参考様式（保育日誌 業務手順チェックリスト）をもとに対象児の医療的ケアおよび保育の記録に必要な様式を作成する。

イ 受入れ園の区任用看護師は、すべての実施者が安全に医療的ケアを提供できるように、手技マニュアルを作成する。

(7) 医療的ケアの継続

ア 園長と保護者は、医療的ケアに関する面談を年1回以上行う。

イ 保護者は、対象児が主治医の診察（定期的な診察を含む）を受けた場合は、受入れ園にその結果を報告する。

ウ 「医療的ケア指示書」の内容変更がある場合および有効期限（1年）が切れた場合は、保護者は適宜新しい指示書を提出する。

(8) 医療的ケア項目の追加および終了

ア 入園後、健康状態に変化があり新たな医療的ケアが必要となった場合、保護者は「心身状況報告書」を提出し、区は特別支援保育審査会にて、対象児の入所継続および医療的ケア実施の可否について判断する。

イ 対象児の医療的ケアが不要となった場合、保護者は速やかに受入れ園に報告する。区は、保護者と「医療的ケア不要確認書」を交わした上で、医療的ケアの実施を終了する。

3 安全体制

(1) 安全委員会

区は、医療的ケアを安全に実施するために、受入れ園ごとに安全委員会を設置する。

ア 構成員

保育施設運営課長（委員長）、保育園長、看護師、担当保育士、園医、保育施設運営課担当職員等

イ 業務

(ア) 医療的ケア業務の実施計画および実施状況の管理

(イ) 医療的ケアの実施に係る備品の使用管理および衛生管理

(ウ) 感染症の予防および感染症発生時の対応マニュアルの整備

(エ) 担当保育士の医療的ケア向上のためのOJT研修の企画および実施

(オ) 具体的なケースをもとにしたヒヤリ・ハット等の事例の蓄積、分析

(カ) 医療的ケアの実施にかかる必要書類の保存および管理

(2) 応援看護師体制

受入れ園に対し、区立0歳児園の区任用看護師による応援看護師体制をあらかじめ整えてお

く。

ア 応援基準

(ア) 看護師および認定特定行為業務従事者が不在の場合

(イ) 認定特定行為業務従事者の経験が未熟な場合

イ 方法

(ア) 区は、応援当番表を整備する。

(イ) 応援看護師は、医療的ケア手技の実習を行う。

(ウ) 受入れ園の園長は、応援当番表に沿って応援を依頼する。

(3) 緊急時の対応

ア 区は、保護者とともに「医療的ケア指示書」(第1号様式)に書かれた緊急時の指示について確認し、受入れ園の全職員に周知する。

イ 区は、カニューレやカテーテルの計画外抜去時の対応について、主治医・保護者と確認し受入れ園に周知する。

ウ 受入れ園は、連絡・連携体制表を作成し、全職員に周知する。

エ 受入れ園は、緊急時には「医療的ケア指示書」に沿って対応する。原則として保護者に連絡し同意の上で、救急車の出動要請、受診、検査、治療等を行うが、保護者に連絡が取れない場合はこの限りでない。

(4) 災害時の対応

受入れ園は、災害時に長時間保育園で過ごす場合に備え、保護者が持参する医療的ケアの必要物品について、3日分を預かっておく。保管方法や消費期限等、適切に管理する。

(5) 医療機関との連携

区は、区立保育園等における医療的ケア事業を安全、適切に執り行うために、大学病院等と連携し、アドバイザーとして推薦された小児科医に、医療的ケア児の受入れや医療的ケアの実施等について適宜報告、相談し、情報提供や助言を受ける。

4 保育士による特定行為(たん吸引、経管栄養)の実施について

(1) 研修受講

担当保育士は、東京都福祉保健財団が主催する「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)」の基礎研修と実地研修を受講する。

(2) 「認定特定行為業務従事者」認定

研修修了者は、居住する都道府県にて「認定特定行為業務従事者」の認定を受ける。

(3) 「登録特定行為事業者」登録

受入れ園は、東京都に「登録特定行為事業者」の登録をする。登録時の従事者名簿に記載されている者のみが、受入れ園で対象児の特定行為を実施することができる。

新たな保育士が従事者認定を受けた場合は、随時従事者名簿に追加して事業者登録の変更を申請する。

(4) 医療的ケアの実施

ア 認定を受けた保育士が医療的ケアを実施する場合、保護者に説明し「医療的ケアの提供

に係る同意書」により同意をとる。

イ 区任用看護師は、医療的ケア指示書に基づき「医療的ケア業務実施計画書」を作成し、保育士に指導する。

ウ 医療的ケアを実施後は「医療的ケア実施状況報告書」を作成し、主治医、保護者に報告する。

(5) 保育士の研修

区任用看護師は、医療的ケアを実施する保育士に対して技術指導等のOJTを定期的実施する。

(6) 保育士による特定行為の実施に係る事務

研修申込み、従事者認定申請、特定行為事業者登録申請等に係る事務は、区が取りまとめて行う。

【新入園児の特定行為を保育士が実施するまでの流れ】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本研修	◆申込		◆受講	◆終了確認書受理								
実地研修	◆申込			◆受講			◆終了証明書受理					
従事者認定							◆申請			◆認定書受理		
事業者登録										◆申請		登録通知受理◆

第3章 各職の役割

園長	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設運営課からの情報提供を受け、対象児の状況・医療的ケアについて理解・把握をする ・ 対象児の保育および医療的ケアを安全に実施するためのマネジメントを実行する <p>《具体的な内容》</p> <p>入園内定保留期間</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「医療的ケア児受入れ園 入園までの流れ」「医療的ケア児の受入れについて『よくある質問集』」の内容を理解する。 ② 園医へ対象児入園予定の報告をする ③ 関係する担当へ役割を指示する ④ 児童票をもとに新入園児面接を実施する ⑤ 医療的ケア児を含めた全ての子どもが必要な支援を受けながら集団の中でともに育ちあう保育を行うよう園内職員に周知する ⑥ 対象児の健康状態を把握し、安心・安全・衛生的な保育環境を整備する ⑦ 「連絡・連携体制表」（データを区に提出する）および「緊急時個別対応票」を作成する ⑧ 主治医による「医療的ケア指示書」（様式第1号）をもとに、安全かつ適切な医療的
-----------	--

ケアと保育の提供を検討する（写しを区に提出する）

- ⑨ 必要に応じて、主治医への受診時に同行し、「医療的ケア指示書」の内容および手技について確認する
- ⑩ 必要に応じて、かかりつけ医との連携について保護者を介して主治医と相談する
- ⑪ 対象児の食事の状態を把握し、必要に応じて栄養指導係と連携を図る
- ⑫ 各種記録様式の作成を区任用看護師に依頼し確認する（データを区に提出する）
- ⑬ 職員研修を計画・実施する
- ⑭ 親子登園の日時、内容等を保護者と確認する
- ⑮ 親子登園を利用して保護者と対象児の情報を共有し、連携を深める
- ⑯ 入園後の保育時間を保護者と確認する
- ⑰ 区と保護者が交わした2部の「医療的ケア確認書」（第2号様式）を、保護者と保育園で1部ずつ保存する（区は写しを保存する）
- ⑱ 看護師応援体制を確認し、応援看護師の実習日程を調整する
- ⑲ 1型糖尿病児の場合は、かかりつけ医に針刺し事故時の対応を依頼する

入園後

- ① 園医に安全委員会委員を依頼する
- ② 対象児の健康状態の変化および緊急時は、判断し対応する
- ③ 必要時は応援看護師園へ応援を依頼する
- ④ 必要に応じて園内研修を実施する
- ⑤ ヒヤリ・ハット事例を記録・分析し、職員に周知して再発防止を図る
- ⑥ 保育所保育指針「その他の医療的ケアを必要とする子どもの対応」を参照し園運営を行う
- ⑦ 職員に対し、業務を通して知り得た情報の秘密保持について確認し、遵守するよう指導監督する
- ⑧ 医療的ケア実施に係る書類は、必要一定期間保存管理する

副園長

《役割》

- ・園長業務を補佐する
- ・医療的ケア児を含めた保育を統括する

《具体的な内容》

- ① 保育方法、保育場所、職員体制、医療的ケアを実施する環境等を検討する
- ② 保育状況を把握し検証する

区任用
看護師

《役割》

- ・区からの情報提供を受け、対象児の状況、医療的ケアについて理解・把握をする
- ・職員に対し医療的ケアや児童理解を深める園内研修を実施する
- ・保護者理解に努め、保護者と連携する
- ・医療的ケアの手技を獲得する

	<p>・医療的ケア児担当看護師をリードして連携を図り、医療的ケアが安全かつ確実に実施されるよう管理する</p> <p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新入園児面接を実施する ② 医療的ケアにかかわる記録物の作成・記載および確認をする ③ 園内研修等を実施し、園内における医療的ケアの理解促進や対象児の状況の理解・把握を支援する ④ 必要に応じて、主治医への受診時に同行し、医療的ケア指示書の内容および手技について指導を受ける ⑤ 親子登園期間に保護者立会いのもと実習を行い、手技を獲得する ⑥ 手技マニュアルを作成する ⑦ 応援看護師へ医療的ケアや対象児について説明する ⑧ 「医療的ケア指示書」(第1号様式)をもとに、医療的ケア担当看護師と連携を図り、医療的ケアを実施する ⑨ 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」の現地研修では、受講者を指導する ⑩ 特定行為従事者に対し、OJTを実施する ⑪ 1型糖尿病児の場合は、針刺し事故への対応マニュアルの内容を園内に周知する
<p>派遣 看護師 (医療的ケア 担当)</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの手技を獲得する ・医療的ケアを実施する ・対象児の状況を理解・把握する ・対象児の健康状態について、保護者との情報共有を図る ・担当保育士と連携して保育する <p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 必要な医療的ケア技術を正しく習得し実施する ② 感染症対策を含めた衛生管理を行い、医療的ケアを衛生的に実施する ③ 登降園時には健康状態、医療的ケアの実施状況、必要物品等について保護者と申し送りを行う ④ 常に対象児の健康状態を把握する ⑤ ③④について区任用看護師・担当保育士等に報告し、連携して保育する ⑥ 医療的ケアにかかわる記録物に記録する ⑦ 1型糖尿病児の場合は、針刺し事故への対応マニュアルを確認する

<p>担当 保育士</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児の状態に応じた保育を提供する ・医療的ケア担当看護師と情報を共有する ・保護者への情報提供や保護者理解に努める ・医療的ケア担当看護師と連携して保育する
	<p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保護者および看護師より対象児の状況を把握する ② 安全衛生面に配慮の上で、医療的ケア担当看護師とともに集団の中で育ちあう保育を行う ③ 保育中の対象児の体調を観察し、異変があれば速やかに看護師・園長に報告する ④ 必要に応じて、主治医への受診時に同行し、医療的ケア指示書の内容および手技について指導を受ける
<p>栄養士</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児に適した給食を提供する <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主治医、保護者、園長、看護師と連携して、保育園で提供可能な範囲で対象児に適した給食を提案する（摂食訓練は行わない） ② 給食の提供について保育施設運営課担当職員および受入れ園調理員と調整する
<p>主治医</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア実施に関して指示を出す ・必要に応じて助言する <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア実施に関する指示書を作成する ② 保育園で安全に医療的ケアを実施のための指導および助言をする ③ 緊急時における保育園との連携体制を構築する
<p>かかり つけ医</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児の主治医と連携する <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《具体的な内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象児の主治医と連携を図り、対象児に関する医療的ケアの実施について、看護師および担当保育士に対して、指導および助言をする ② 体調不良時、緊急時において保育園と連携する ③ 糖尿病の場合は、針刺し事故発生時には対象児の血液検査に協力する
<p>園医</p>	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児の健康状態を把握する ・安全委員会の構成員となる

	<p>《具体的な内容》</p> <p>① 対象児の健康状態を把握し、集団保育をする上での指導および助言する</p> <p>② 安全委員会に出席し、園に助言する</p>
医療 アドバイザー	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア事業における医療アドバイザーとなる <p>《具体的な内容》</p> <p>① 医療的ケア事業について助言する</p> <p>② 在園する医療的ケア児の保育する上での助言をする</p> <p>③ 入園相談や入園申請があった医療的ケア児および新たに医療的ケア児となった在園児の集団保育の可否および集団保育をする上での助言をする</p>
保育施設 運営 課担当 職員	<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園を希望する保護者の相談に応じる ・ 入園申請にあたり保護者に医療的ケア事業について説明し相談に応じる ・ 対象児の状況および医療的ケアの内容を把握する ・ 保護者や関係各所との連携を図り、調整する ・ 受入れ園と連携して、対象児の保育を継続的に支援する ・ 医療的ケアの実施に係る事務手続きを行う ・ 保護者への説明と外部機関との連携体制の構築を図る ・ 課題発生時には対応する <p>《具体的な内容》</p> <p>① 入園を希望する医療的ケア児保護者に、医療的ケア事業について説明する</p> <p>② 特別支援保育審査会を開催する</p> <p>③ 入園内定後、保護者に入園までの流れを説明し、内定保留の了承を得る</p> <p>④ 庶務担当に報告し、看護師の配置を依頼する</p> <p>⑤ 受入れ園に、対象児についての情報を提供し、入園準備について説明してフォローする</p> <p>⑥ 保護者に「医療的ケア指示書」の提出を依頼する</p> <p>⑦ 必要に応じて、保育園で実施するために指示内容について主治医と調整を図る</p> <p>⑧ 必要に応じて、主治医への受診時に同行し、医療的ケア指示書の内容および手技について指導を受ける</p> <p>⑨ 保育環境について、受入れ園と相談して必要な物品の購入や工事を発注する</p> <p>⑩ かかりつけ医や園医との連携を図る</p> <p>⑪ 看護師応援体制を整える</p> <p>⑫ 給食提供について、特別な配慮が必要な場合は、栄養指導係と協議する</p> <p>⑬ たん吸引、経管栄養の場合は、保育士が特定医療行為を実施するための事務手続きを行う</p>

⑭ 安全委員会を開催する

⑮ 事業の安定的な継続を図るため、医療アドバイザーと連携して適切な助言を受ける